

議案第 23 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のとおり廃止したいので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

廃止路線調書①

分類①	分類②	番 号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延 長 (M)	幅 員 (M)	備 考
全 部 廃 止	1	238	西鎌倉南線	古佐田一丁目262番地先 橋本一丁目135番地先	57.30	1.0~3.0	
	2	239	西鎌倉北線	古佐田一丁目257-3地先 古佐田一丁目259番地先	39.50	2.2~3.0	
	3	245	警察前線	橋本一丁目55番地先 橋本一丁目200-3番地先	52.00	3.8~6.5	
	4	246	国道本町線	橋本一丁目24-1番地先 橋本一丁目194-2番地先	122.30	1.0~2.5	
	5	247	国道本町支線	橋本一丁目210-2番地先 橋本一丁目196-1番地先	44.00	1.0~2.8	
	6	248	川原町縦断線	橋本一丁目180-2番地先 橋本一丁目140番地	179.50	1.0~3.0	
	7	249	川原町横断線	橋本一丁目215-3番地先 橋本一丁目150番地先	88.60	1.5~2.8	
	8	251	御殿跡線	橋本一丁目55-1番地先 橋本一丁目197番地先	48.20	1.8~4.2	

廃止路線調書②

分類①	分類②	新旧	番号	路線名称	起点(から) 終点(まで)	延長 (M)	幅員 (M)	備考
一 部 廃 止	9	新	3	東鎌倉線	古佐田一丁目171番地先 古佐田一丁目217-4番地先	94.80	2.4~4.8	一部廃止 L=96.2
		旧	3	東鎌倉線	橋本二丁目43番地先 古佐田一丁目217-4番地先	191.00	1.8~5.0	
	10	新	233	駅前紀の川線	古佐田一丁目188-2番地先 橋本二丁目79-1番地先	169.30	1.7~4.2	一部廃止 L=44.2
		旧	233	駅前紀の川線	古佐田一丁目188-2番地先 橋本二丁目80-2番地先	213.50	1.4~6.8	
	11	新	237	西鎌倉線	古佐田一丁目237番地先 古佐田一丁目245番地先	43.70	2.4~4.4	一部廃止 L=110.1
		旧	237	西鎌倉線	古佐田一丁目237番地先 古佐田一丁目270番地先	153.80	1.8~4.4	
	12	新	250	北鎌倉神明線	古佐田一丁目277-3番地先 古佐田一丁目233-3番地先	122.10	1.2~6.0	一部廃止 L=282
		旧	250	北鎌倉神明線	橋本一丁目165-1番地先 古佐田一丁目233-3番地先	404.10	1.2~6.0	